



70歳以上の人の国民健康保険 高額療養費制度の見直し

問い合わせ／
国保年金課 保険給付担当
☎55-2751

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、同じ月内で自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。毎月の自己負担限度額は、加入者が70歳以上かどうかや、所得水準によって異なります。平成30年8月から、「現役並み所得」区分については細分化され、「一般」区分は外来の自己負担限度額が見直されます。

現行（平成30年7月末まで）

区分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得	課税所得 690万円以上	5万7,600円	8万100円
	課税所得 380万円以上		医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
	課税所得 145万円以上		《4万4,400円》 ^(※1)
一般	課税所得 145万円未満 ^(※2)	1万4,000円 <small>(年間上限額 14万4,000円)</small>	5万7,600円 《4万4,400円》 ^(※1)
	低所得Ⅱ ^(※3)	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ ^(※3)	1万5,000円		

見直し後（平成30年8月から）

区分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得	課税所得 690万円以上	25万2,600円	医療費が84万2,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算《14万100円》 ^(※1)
	課税所得 380万円以上	16万7,400円	医療費が55万8,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算《9万3,000円》 ^(※1)
	課税所得 145万円以上	8万100円	医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算《4万4,400円》 ^(※1)
一般	課税所得 145万円未満 ^(※2)	1万8,000円 <small>(年間上限額14万4,000円)</small>	変更なし
	低所得Ⅱ ^(※3)	変更なし	変更なし
低所得Ⅰ ^(※3)	変更なし		変更なし

- ※1 12か月間に4回以上、世帯単位の限度額を超えた場合、4回目以降は《 》内の上限額。
 ※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
 ※3 同一世帯の世帯主と全ての加入者が市民税非課税の人。そのうち、一定所得以下の人は低所得Ⅰに該当。

7月	時間	行事	ところ
〈運動初日広報街頭指導の日〉			
11日(水)	7:00～ 8:00	初日街頭指導及び広報	各地区市役所駐車場
	18:30～19:00	富士市交通安全指導員視閲	市役所駐車場
	19:00～20:00	大月線主要交差点街頭指導	大月線沿い
〈飲酒運転根絶の日〉			
13日(金)	7:40～ 8:15	高校生サイクルマナーアップ街頭指導	市内各高校付近交差点
	18:00～19:00	飲酒運転根絶キャンペーン	富士本町商店街
17日(火)	15:00～15:30	サイクルマナーアップモデル校委嘱式	吉原高校
〈高齢者と子どもの交通事故防止の日〉			
19日(木)	17:00～18:00	ストップザSTOP THE 交通事故	ロゼシアター西側・中央公園東側交差点
20日(金)	18:00～19:30	主要交差点街頭指導	各地区

交差点での事故防止のために実践しましょう！

- 「止まる」…運転者は、一旦停止場所や見通しの悪い交差点で、歩行者は曲がり角で、止まる習慣をつける。
 「見る(見せる)」…周囲が安全か自分の目でしっかり見る。歩行者は自発光式反射材を身につけるなど周りに見せる。
 「待つ」…ゆとりを持ち、人や車が通過するのを待つ。



夏の交通安全県民運動

7月11日(水)～20日(金)

運動の重点

- ・高齢者と子どもの交通事故防止
- ・自転車と二輪車の安全利用の推進
- ・飲酒運転の根絶
- ・交差点の交通事故防止

「止まる・見る・待つ」の徹底

夏の交通安全県民運動のスローガンは、「安全を つな げて広げて 事故ゼロへ」です。悲惨な交通事故を防ぐた めにも、ご自身の交通マナーを見直してみませんか。

問い合わせ／市民安全課
☎55-2831 ☎51-0367